

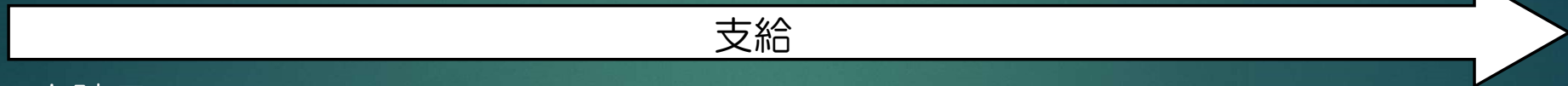
小児慢性特定疾病
医療費助成事業に係る
支給開始日の遡りについて

1. 概要

令和5年10月1日から、支給開始日の遡りが開始されます。
遡りについてまとめると、以下のとおりです。

○～令和5年9月30日

支給開始日：申請日（保健所で申請書を受理した日）



▲申請日

○令和5年10月1日～

「診断年月日」（※1）を基準に遡りの期間を決定

（原則）支給開始日：「診断年月日」か「申請日から1か月前の日」のいずれか遅い方

（例外）「やむを得ない理由（※2）」がある場合

支給開始日：「診断年月日」か「申請日から3か月前の日」のいずれか遅い方

→ 次ページ以降に図示します。

※1：当該小児慢性特定疾病と診断し、且つ、当該小児慢性特定疾病が原因で、疾病の状態の程度を満たすと総合的に判断した日

※2：診断書（医療意見書）の受取に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など

2. 原則的な取り扱い

【今後① 診断年月日が申請日から遡って1か月以内の場合】
「診断年月日」まで遡り

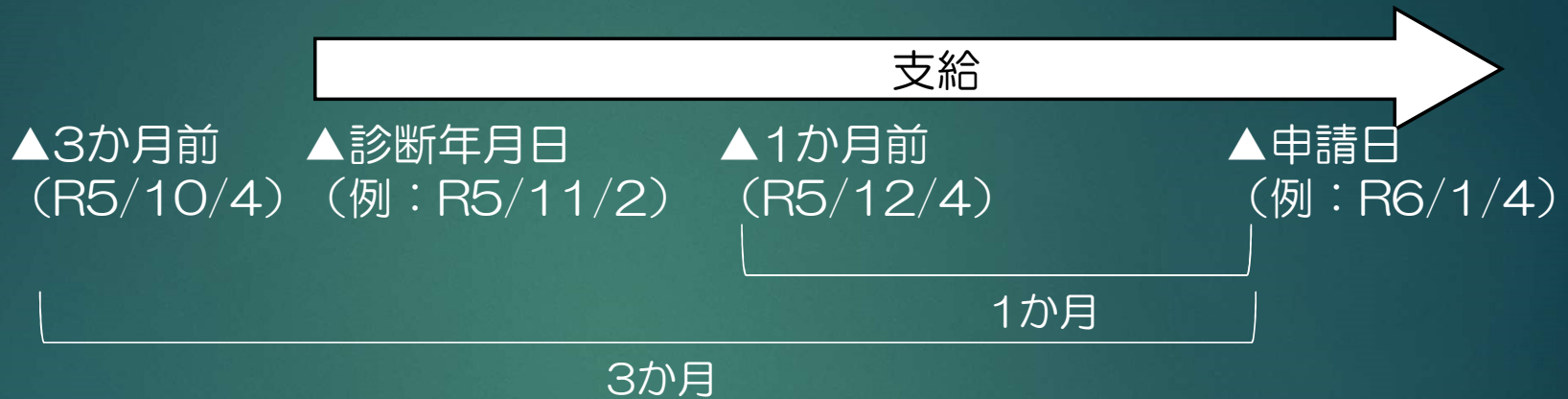


【今後② 診断年月日が申請日から遡って1か月より前の場合】
「申請日の1か月前」まで遡り



3. 例外的な取り扱い

【今後③ 診断年月日が申請日から遡って3か月以内の場合】※「やむを得ない理由」あり
「診断年月日」まで遡り



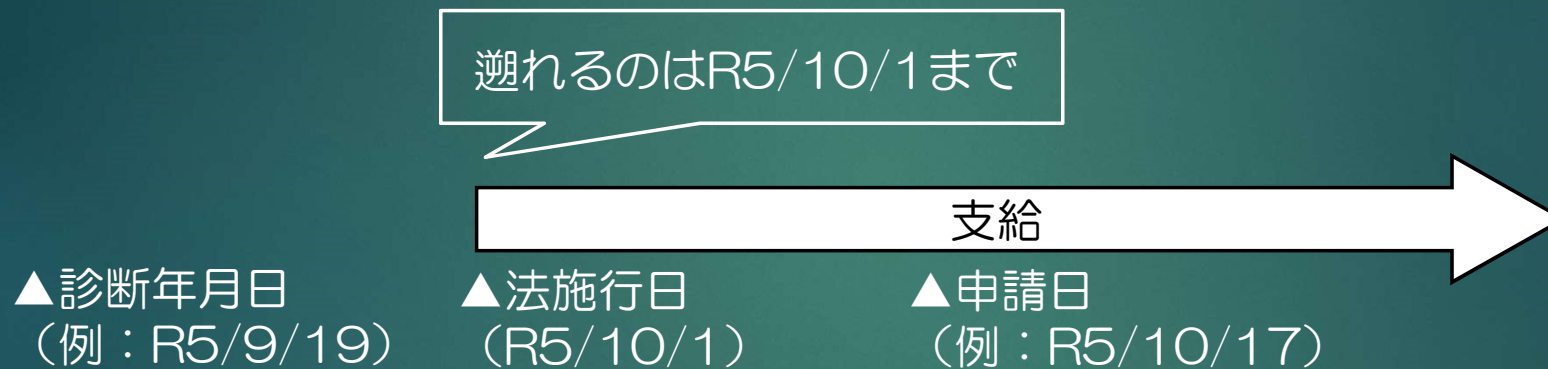
【今後④ 診断年月日が申請日から遡って3か月より前の場合】※「やむを得ない理由」あり
「申請日の3か月前」まで遡り



4. 留意事項

【留意事項① 法施行日との関係】

支給開始日を令和5年10月1日以前に遡ることはできません。



4. 留意事項

【留意事項② 「申請日から1か月前/3か月前の日」が暦上存在しない場合】
前の月の最後の日を支給開始日とする

2/31は無いため、2月最終日が支給開始日になる



【留意事項③ 複数疾病同時申請の場合】
疾患ごとに診断年月日を参照し、遡り

